

平成 2 9 年 1 月 1 2 日
日本原子力発電株式会社

敦賀発電所 原子力事業者防災業務計画修正に伴う 関係自治体との協議の開始について

当社は、原子力災害対策特別措置法^{※1}に基づき、敦賀発電所 原子力事業者防災業務計画^{※2}（以下「防災業務計画」という。）について、同法に規定されている毎年の見直し検討を実施し、防災業務計画の修正案を取りまとめ、本日、関係自治体との協議を開始しましたので、お知らせいたします。

1. 協議対象の関係自治体

福井県、敦賀市、滋賀県、岐阜県

2. 防災業務計画修正案の概要

- ・ 美浜原子力緊急事態支援センターの運用開始に伴う変更
- ・ 組織改正の反映（事業本部制導入）

3. 防災業務計画の修正予定日

平成 2 9 年 3 月 2 8 日（火）

※ 1 : 原子力災害対策特別措置法（原災法）

平成 1 1 年 9 月 3 0 日に発生したＪＣＯウラン加工施設での臨界事故を契機として、同年 1 2 月、原子力防災対策を強化するために制定された。その後、東日本大震災の教訓を踏まえて国の対策本部の強化等を行うために、平成 2 4 年 6 月に改正された。

※ 2 : 原子力事業者防災業務計画

原災法第 7 条に、原子力事業者は原子力事業者防災業務計画を作成すること、および、毎年この計画に検討を加え、必要に応じて修正することが定められている。また、同条第 2 項では、修正しようとするときは、あらかじめ所在都道府県知事、所在市町村長および関係周辺都道府県知事と協議することが定められている。

原子力事業者防災業務計画には、関係箇所への速やかな通報、災害の拡大防止、環境放射線モニタリングの実施など必要な業務を定めている。

別紙：敦賀発電所 原子力事業者防災業務計画修正案の概要

以 上

敦賀発電所 原子力事業者防災業務計画修正案の概要

章	内容	修正案の概要（主要なもの）
第 1 章 総 則	原子力事業者防災業務計画の目的、定義、基本構想、運用、修正方法等	—
第 2 章 原子力災害 事前対策	原子力災害に備え事前に行う体制の整備、放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備、原子力緊急事態支援組織との連携、原子力防災教育および訓練の実施等	<第 5 節> ・組織改正に伴う名称変更（事業本部制反映。） <第 8 節> ・美浜原子力緊急事態支援センター運用開始に伴う変更（美浜原子力緊急事態支援センター運用開始に伴う同センターの組織概要を変更する。また、同センターの支援内容の変更及び保有資機材の追記。）
第 3 章 緊急事態 応急対策等	緊急時活動レベル（EAL）により発生事象を連絡・通報した場合等の、迅速かつ円滑な応急対策を行うための施設の立上げ、連絡・通報、体制の確立、ならびに情報の収集と伝達、応急措置の実施、関係機関への要員派遣および資機材の貸与等	—
第 4 章 原子力災害 中長期対策	原子力緊急事態解除宣言があった以降の中長期対策を行うための計画の策定、復旧対策の実施、被災地域復旧のための関係機関への要員派遣および資機材の貸与等	—
第 5 章 その他	他の原子力事業者で原子力災害が発生した場合の要員派遣および資機材提供等	—